

# 法務ページ



## 2021.12 Vol.164

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信中です！

### せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)  
せのお社会保険労務士・行政書士事務所  
代表 妹尾 悟  
(返還先)  
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016  
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214  
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

もうすぐ今年も終わり。  
来年もトラ(寅)イして  
いきます！



### 徒然なるままに Vol.123

#### コップ半分の水



皆さん、こんにちは。  
最近、燻製(くんせい)作りを楽しんでいる社会保険労務士の妹尾です。できあがりを待つ時間も楽しみの一つです。さて、今年も残すところ、あと1ヵ月となりました。よくコップ半分の水を「あと半分しかない」と思うか、「まだ半分もある」と思うかで、心の持ちようが違ってくると言われています。私が懇意にしている税理士さんは、私が確定申告まであと1日しかなく焦っています、と言うと「まだ1日もあるじゃないですか」と言い換えてくれて、不思議と気分が落ち着いてきました。どのような状況でも、自分がやるべきことをしていくことが、物事に対する正しい受け止め方ではないかと思いました。それでも「師走」はいつもよりすることが多く、見た目の量お腹いっぱいになりそうです。(^^; (妹尾 悟)

### 知っ得！ 人事労務トピックス

- 夫婦ともに社会保険の場合の被扶養者認定  
夫婦ともに収入があり、社会保険の被保険者である場合、子どもはどちらの扶養とするのでしょうか。これについて、年金機構からQ&Aが出されていますので、確認しておきましょう。
- Q 夫婦とも社会保険の場合、子どもはどちらの扶養？  
A 被扶養者の認定は、年間収入の多い方の被扶養者とします。年間収入は、現時点の収入や将来の収入などから、今後1年間の収入見込み額によります。
- Q 育児休業を取得し、一時的に収入が減少するとき、扶養の異動(削除)手続きが必要か？  
A 育児休業中に一時的に収入が減少する場合でも、被扶養者の異動手続きは不要です。

#### 楽しくなる文具



こんにちは、スタッフの妹尾です。今年もあと一ヶ月、一年がたつのが本当に早いです。今年も皆様のおかげで、沢山のお仕事が出来たことに感謝します。ありがとうございました。来年もよろしく願いいたします。最近の私のちょっとした楽しみなのですが、あるシャープペンを使って字を書くことです。そのシャープペンは、芯をカシャカシャとノックしなくても適度に出続け、折れることなくずっと書き続けられるのです。このストレスフリーで楽しくなるシャープペンにはまっている妹尾でした。(妹尾 由美)

#### 一年を振り返って



こんにちは、スタッフの筒井です。今年もあっという間に一年が過ぎようとしています。仕事面においては、今年は色々なことにチャレンジさせて頂いた年だったと思います。今までより強い責任感を持ってやるが多かったように思います。自信にもつながりますし、色々なことができるようになってうれしく思いました。プライベートでは、娘たちとぶつかることが多かったかもしれないので、もう少し、おだやかに過ごせるようにしたかったと反省しております。一番は、もちろん健康で一年過ごせたことに感謝しています。(筒井 浩美)